

[給付様式35]

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

給付

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外通学事務処理センター

私は、下記のとおり自宅外通学を申請します。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
第一種奨学金の貸与月額については、諸規程に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱うことに同意します。

【記入・提出にあたっての注意】

- ・枠内をもれなく正確に記入し、学校に提出してください。記入内容をもとに承認可否の審査を行います。
- ・申請には「奨学生番号」または予約採用における「採用候補者決定通知登録番号」のいずれかが必要です。
- ・在学採用申込中である場合など、いずれも持たない場合は申請できません。
- ・賃貸借契約書等、自宅外通学の証明書類の添付が必要です。「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要な証明書類をホチキス留めしてください。なお申請後の返却はできませんので、証明書類はコピーの添付を推奨します。

学校への提出日	西暦 20 年 月 日 (※1)
生年月日	西暦 年 月 日
学籍番号	
フリガナ	
氏名(自署)	

学校名	岡山大学		学年	年
学部・学科 (課程・研究科)				
奨学生番号	5 2 0	どちらかを ←記入→	採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)	1 0
進学届入力日	月 日			
自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付→ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G			
自宅外通学申請住所 への入居日	西暦 20 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認 (※2) <input type="checkbox"/> 入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認		
賃貸借契約期間	西暦 20 年 月 日	～	西暦 20 年 月 日	
家賃・寮費の発生年月日 (※3)	西暦 20 年 月 日	いずれかに該当する 場合は☑を記入→	<input type="checkbox"/> フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当	
自宅外通学申請住所	〒 -			
機構に届出済みの 生計維持者①(現住所)	生計維持者①(続柄:) 氏名:	〒 -		
機構に届出済みの 生計維持者②(現住所)	生計維持者②(続柄:) 氏名:	〒 -		
キャンパス所在地 (通学校舎)	〒 -			
自宅外要件 (※4)	下記①～④の当てはまる要件に☑を記入してください。 ①～④に当てはまらず、やむを得ない特別な事情で申請する場合は、⑤の詳細欄にその事情を記入してください。			当てはまる
・生計維持者との別居 ・本人または生計維持者 の家賃(寮費)負担 に加えて満たす要件を 選択してください。	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)			<input type="checkbox"/>
	②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)			<input type="checkbox"/>
	③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)			<input type="checkbox"/>
	④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)			<input type="checkbox"/>
	⑤その他やむを得ない特別な事情 (※5) 詳細:			

- (※1)学校への提出日が未記入の場合、自宅外通学事務処理センター(機構)への書類到着日を提出日として扱います。
 (※2)給付奨学金の支給開始年月より前から承認されることはありません。
 (※3)実際の家賃支払日ではありません。(例:契約期間の開始日である2026年4月1日分から発生する家賃を初期費用で前払いしている場合でも、2026年4月1日と記入。)
 (※4)機構では適時、要件該当の妥当性を調査しています。十分に確認のうえ選択してください。
 (※5)学業との関連で実家からの通学が困難な事情を詳細に記入してください。「別紙参照」と記入のうえ、事情を記した別紙を添付しても構いません。なお学校の入寮義務がある場合は「入寮義務あり」、独立生計として認められている場合は機構に届出済みの生計維持者①に自身の情報を記入のうえ「独立生計」と記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名 岡山大学

証明者 (※) 学生支援課長

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校確認欄 (☑を記入)	・上部枠内の必要事項がもれなく記入されていることを確認済 <input type="checkbox"/> はい						
	・以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済						
	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> E	<input type="checkbox"/> F	<input type="checkbox"/> G

電話番号(担当者名)	086 - 251 - 7180	学校番号	1 0 7 0 0 3	区分	0 1
()					

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報(奨学金の返還状況に関する情報)が、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

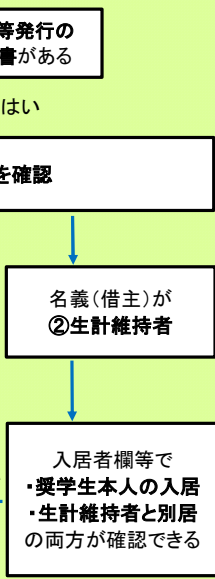
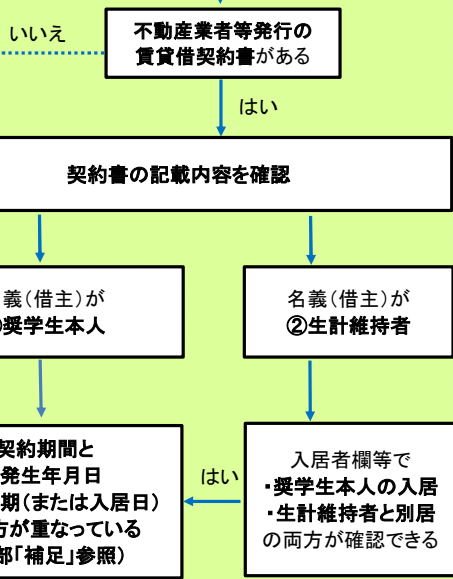
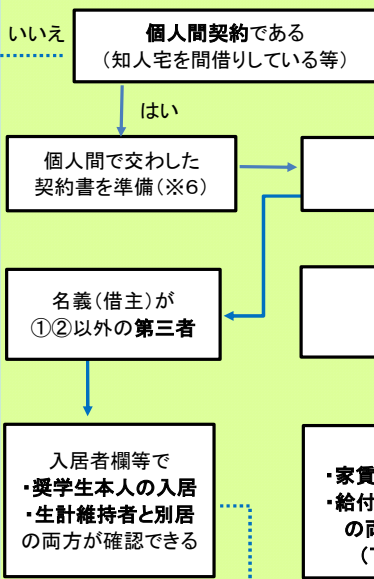
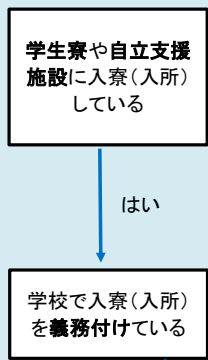
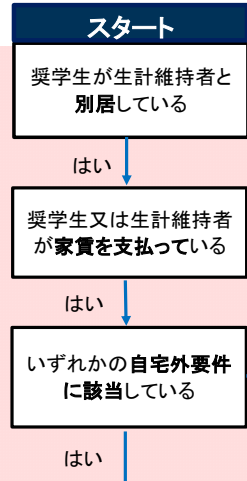
対象区分・必要証明書類確認チャート(表面)

自宅外通学申請届
(通学形態変更届)

各種証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。

【自宅外要件】

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



A	B	C	D	E	F	G	対象区分	自宅通学と扱うため申請不可
② ①入寮(入所)事実の証明書(※1)	入寮(入所)事実の証明書(※1)	② ①賃貸借契約書(※2) ③ 領収書・支払実績証明書(※3)	③ ②奨学生の居住証明書(※4) ④ 領収書・支払実績証明書(※3)	賃貸借契約書(※2)	② ①賃貸借契約書(※2) ⑤ 契約期間外の居住証明(※5)	① 賃貸借契約書(※2) ④ 奨学生の居住証明書(※4)		

【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
 - ・給付始期の翌月以降(給付始期が4月であれば5月以降)から自宅外要件を満たした場合に限り、「給付始期」を「入居日」に読み替えてください。
 - ・「契約期間と家賃の発生年月日・給付始期の両方が重なっている」とは、下記のような場合を指します。
- (例) 契約期間2024/10/1～2026/9/30の場合において、
- A: 家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/4 ⇒ 両方が契約期間内のため「はい」に該当
- B: 家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/10 ⇒ 給付始期が契約期間外のため「いいえ」に該当
- ・契約期限の定めのない無期限契約は「いいえ」に該当